

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

「安全衛生優良企業」が誕生！

8割以上得点が認定の水準に — 編集部

「モチベーションアップ」を推進 — パジェロ製造

特集Ⅱ

転倒防止へ改善事例公開

東京・八王子労基署町田支署

ニュース

荷主側の改善を支援へ

厚労省・国交省 過重労働防止に向け試験事業

WEB版はカラーでご覧になれます！！

WEB登録（無料）のお問い合わせは

 0120-972-825

メルマガも配信中です！

No.2248

2015

12/15



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRRアップ21
結城社会保険労務士事務所
高知会
所長 結城 茂久

第208回

店員が万引きを捕まえようとして転倒

■ 災害のあらまし ■

店員Aが、店内で書物の陳列作業を行っていたところ、万引き行為を発見したので、同僚と二人で店外に出た万引きを店内に連れ戻し、逃がさないように万引き犯が背負うリュックサックの紐を掴んでいた。ちょうど入口付近に誘導して来たとき、突如逃げようとして走り出した万引き犯に振り回され、後方に転倒して被災した。

■ 判断 ■

Aは店員という立場にあり、日頃から自社の書物が盗まれることもあり、万引き犯を捕まえてやろうとの職責・使命感からの行為である。また、私怨や挑発した事情も見受けられず、業務起因性が認められ業務上災害と判断された。

■ 解説 ■

業務災害の「業務」とは、その労働者が本来行うべき業務だけを指すものではない。例えば、「その労働者の職務（責任）から当然行うことが予想される緊急行為または客観的に見て必要かつ合理的な担当外業務の応援行為」も「業務」とみなされる。

業務災害と認められるためには、業務起因性が認められなければならない、その前提条件として業務遂行性が認められることが不可欠となる。

業務遂行性と業務起因性の双方を充たすには、以下の事項がポイントとなる。

①事業主の支配・管理下にあつて業務に従事している場合

この場合、災害は被災労働者の業務としての行為や事業場の施設・設備の管理状況などが原因となって発生するものと考えられるので、他に業務上と認めがたい事情が

ない限り、業務上と認められる。

②事業主の支配・管理下にあるが業務に従事していない場合

出勤して事業場施設内にいる限り、労働契約に基づき事業主の施設管理下にあると認められるが、休憩時間などは私的行為となり発生した災害は業務災害とは認められない。

③事業主の支配下にはあるが、管理下を離れて業務に従事している場合

出張などの事業場施設外で業務に従事している場合は事業主の管理下を離れているが、労働契約に基づき事業主の命令を受けて仕事をしていることから、一般的に業務遂行性が認められ、さらに業務起因性についても特にこれを否定すべき事情がない限り業務災害と認められる。

労働者は、一般に、事業主など指揮命令の下に業務に従事するものであり同僚労働者などと作業を行っている。しかし、他人の暴行による災害として、外部の第三者から業務に関して私的に暴行を加えられることもあり得る。他人の故意によるものであるため、一般的には業務起因性はないとされるが、業務と災害の間に相当因果関係が認められる場合には他人の故意が競合していても、その災害は業務起因性がある、と判断されることが多いようである。

実際は、災害が対人関係から生ずる性質上、諸般の事情を考慮して労災認定の可否が判断される。また、「けんか」の場合は、災害の原因が私怨の場合が多いので、発端は業務と関連があったとしても、業務との相当因果関係は失われているとされる。ただし、正当防衛は、「けんか」とはみなされない。

さて、今回の他人(=万引き犯)の暴行による災害は、



業務遂行性：店員Aは、店内での業務(仕事)中であり、万引き犯を捕まえようといった店外に出てたとしても、事業主の支配下にあり、かつ施設管理下にあるといえる。一般に、被災者が事業場内にあるとき、または業務に就いているときに加害行為を受けた場合には、業務との関連性が強いとみてよいとされる。従って、「業務遂行性」については問題なく認められる。

業務起因性：災害が業務に起因しているようにみえても、実際には加害者の私怨(個人的なうらみ)や加害者との私的関係に起因している場合もあり得る。また、被害者がその職務上の限度を超えて相手を刺激し、または挑発したような事情がある場合には、恣意的に自らの危険を招いたものとして、業務との相当因果関係が認められないことがある。

今回のケースでは、上記のような事実もなく、店員Aは会社の職責・使命感から行った行為である。従って、「その労働者の職務(責任)から当然行うことが予想される緊急行為」に該当するため「業務」とみなされ、「業務」を行っていたことにより被災したものであり「業務起因性」が認められることとなった。